

【新規は無し・継続者のみ】慶應義塾大学家賃補助制度2017年度 継続手続きについて

*** 継続手続きをしない場合は、給付は受けられませんので、ご注意ください。**

2016年度に家賃補助の給付を受け、2017年度も引き続き受給を希望する学生は、必要書類を Web サイトからダウンロードし、以下のとおり申請してください。

Web サイト <https://kif2.keio.jp/jukunai/mita/scholarships/gakunai.html>

申請期間: 4月18日(火)~19日(水)

申請受付時間: 9:15~11:10/12:30~16:00

申請場所: SFC事務室学生生活担当窓口

- 1 給付金額: 年額12万円(半期分6万円を春学期と秋学期にそれぞれ給付)
- 2 給付期間: 標準修業年限(毎年継続手続き有り)
- 3 継続資格: 2016年度に「慶應義塾大学家賃補助制度」を受給していた者で、以下の条件を全て満たす者。
 - (1) 家族が東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県以外の道府県に居住する自宅外通学者、または左記であってもきわめて遠距離に居住する自宅外通学者(自宅から通学キャンパスまでの交通機関の所要時間が片道2時間を超える自宅外通学者)。
 - (2) 本人が一般の賃貸住宅(学生寮・学生会館を含む)に居住していること。
 - * ただし、慶應義塾大学日吉寄宿舍生を除く。
 - * ルームシェアしている場合は、事前に窓口にご相談ください。
- 4 提出書類:
 - (1) 家賃補助制度 継続申請書 (Webサイトからダウンロード)
 - (2) 本人名義の賃貸契約書のコピー (本人名義でない場合、入居者が本人であることがわかれば可)
 - (3) 本人名義の、通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピー
 - ・ゆうちょ銀行を指定する場合は、必ず通帳の見開きページのコピーを提出してください。
 - ・他の学内奨学金や民間団体・地方公共団体奨学金にも申請する場合は、同一の口座を指定してください。
 - (4) 父母の収入に関する証明書:
 - ・給与所得者は「平成28年分源泉徴収票のコピー」
 - ・事業所得者は「平成28年分確定申告書(控)の第1表、第2表のコピー」
 - * 家計支持者を判断するため、父母それぞれの書類を提出してください。専業主婦等で特に収入が無く配偶者控除が証明書に明記されている場合は、その方の証明書の提出は不要です。
 - * 収入の総額が家賃補助の家計基準を超えていても、家賃補助の継続受給資格を喪失することはありません。
- 5 振込: 春学期 7月下旬~8月上旬、秋学期 11月下旬~12月上旬予定。掲示でお知らせします。

注意事項: ・必ず「継続申請チェックリスト」(Webサイトからダウンロード)で
申込資格、提出書類をチェックしてください。
・標準修業年限を超えている場合は継続申請できません。
・休学中・留学中は受給資格を休止します。
・休止していた者が給付を再開するには、復学後すぐに継続手続きをしてください。
・住所や学籍に異動があった場合は、窓口に申し出てください。